

令和5年度埼玉県「性に関する指導」課題解決検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校における性に関する指導の充実を図るため、埼玉県「性に関する指導」課題解決検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事業を所掌する。

- (1) 児童生徒の発達の段階や地域の実態に応じた性に関する指導のための指導計画の研究
- (2) 各学校における効果的な指導法や指導教材に関する研究
- (3) 性に関する指導の授業研究会の実施とその効果の検証に関する研究

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、学識経験者をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、埼玉県教育局県立学校部参事兼保健体育課長及び県立学校長又は市町村立学校長をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和6年2月29日までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長を務めるものとする。

- 2 委員長が、必要と認めるときは、別表に掲げる者以外の県及び市町村等、関係機関の職員の出席を要請することができる。

(事務局)

第7条 委員会は、事務を処理するために、事務局を埼玉県教育局県立学校部保健体育課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

別 表 (第3条関係) 委員

学識経験者
公立学校校長
教諭
養護教諭
保健体育課長